

『三徳山』の大山隠岐国立公園編入に伴う三朝東郷湖県立自然公園区域からの削除について

平成26年 2月 6日
鳥取県生活環境部緑豊かな自然課

◎『三徳山』は三朝東郷湖県立自然公園の特別地域(第1種及び第2種)に指定されておりますが、大山隠岐国立公園(大山蒜山地域)への編入に伴い、自然公園法第81条の規定により、三朝東郷湖県立自然公園の指定区域から削除します。

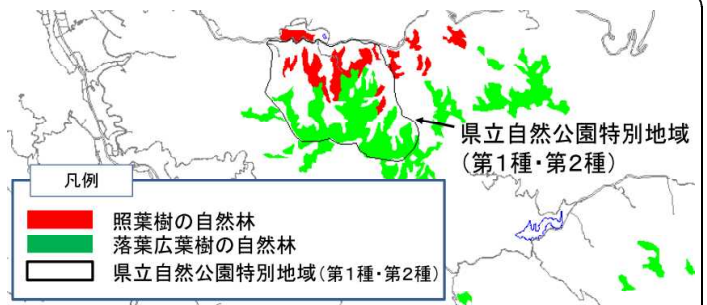
《自然公園法第81条(国立公園等との関係)》

国立公園若しくは国定公園又は自然環境保全法第十四条第一項の規定により指定された原生自然環境保全地域の区域は、都道府県立自然公園の区域に含まれないものとする。

1 三徳山の大山隠岐国立公園編入案の概要

■編入理由

- ・大山や蒜山等と同様の火山による地形的な特徴を有し、照葉樹から冷温帯の落葉広葉樹まで自然林が連続して垂直的に分布しており、この様な自然林の分布は中国地方では希少性が高い。
- ・それらを背景とした信仰の場としても、大山隠岐国立公園の景観的特色との共通性が高いことから、風致を適切に保全すると共に適正な利用を図るため、大山隠岐国立公園(大山蒜山地域)に編入する。

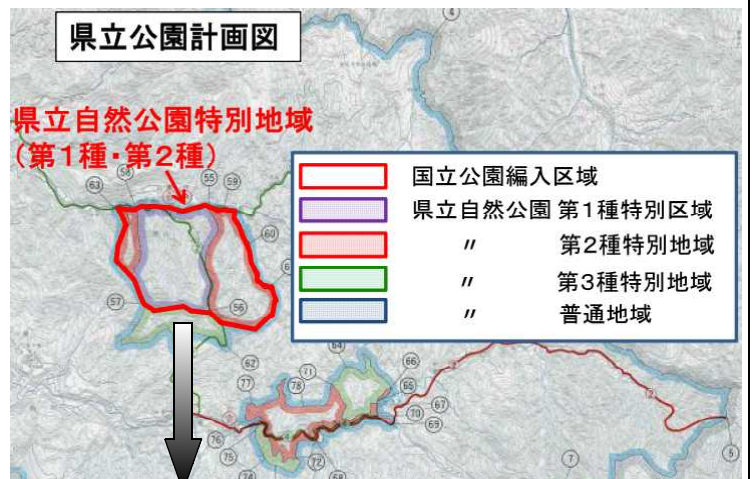


■編入区域

- ・三朝東郷湖県立自然公園の特別地域の第1種・第2種区域を編入(300ha)

■保護規制計画(地種区分)

- ・地種区分に1点のみ変更あり
現況が農地となっている区域(1ha)を第1種から第2種に変更



■利用施設計画

①現況に合わせるかたちで「園地」「休憩所」を配置

②歩道

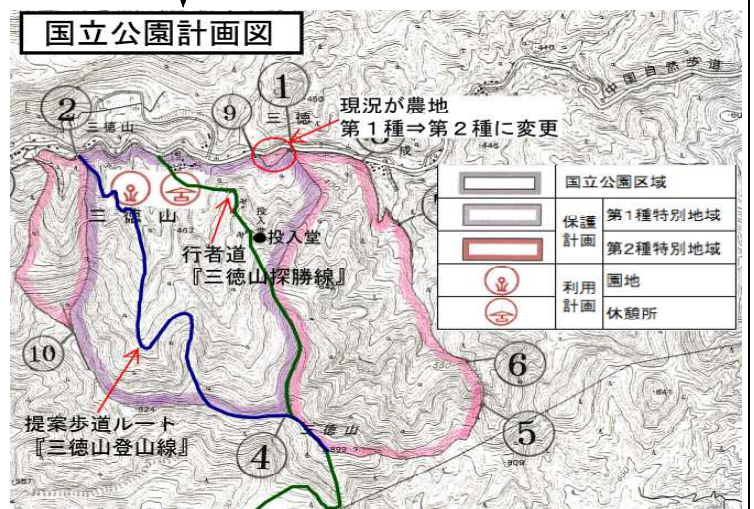
県立公園では行者道を三徳山探勝路線(右上図緑線)として公園計画に位置付けているが、環境省は以下の理由で削除し、県・町が提案したルート「三徳山登山線」を国立公園の歩道計画として登載

《行者道の削除理由》

- ・単独登山等の利用制限がある。
- ・危険箇所が多数ある。
- ・三徳山山頂に至る歩道開設が困難。
- ・三朝町は提案ルートのみをの登載を希望。

《提案ルート採用理由》

- ・沿線はワサビ田(棚田)の「ふるさとの景観」、希少な植生(トチノキ、カツラなどの巨木、尾根山頂付近のブナ林)などの自然観光資源及び日本海・東郷池が見晴らせる優れた眺望ポイントなどがあり、三徳山の自然探勝歩道としての資質は十分にある。



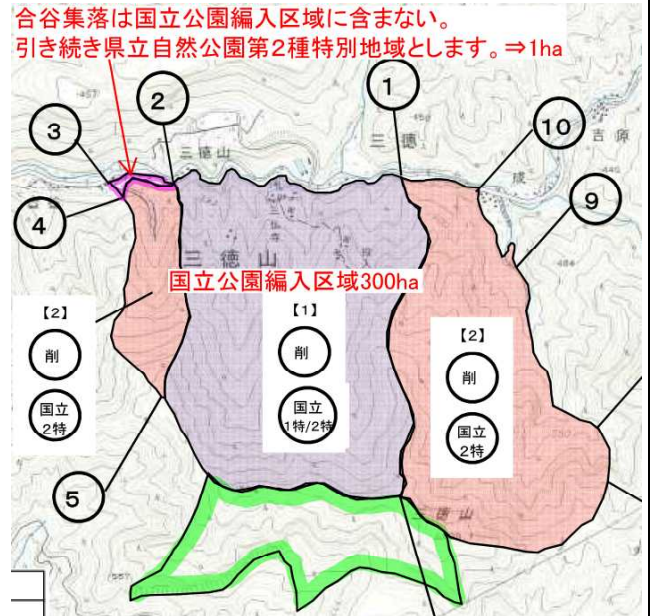
■編入区域面積

大山隠岐国立公園編入区域面積 (ha)								
第1種特別地域			第2種特別地域			編入合計		
国有地	公有地	私有地	国有地	公有地	私有地	国有地	公有地	私有地
43	1	93	28	3	132	71	4	225
137			163			300		

2 三朝東郷湖県立自然公園の変更案の概要

- 指定書の一部変更：『三徳山』の大山隠岐国立公園編入に伴う県立自然公園区域からの削除
- ・自然公園法第81条の規定により、2つの自然公園の重複指定は出来ないため、『三徳山』の大山隠岐国立公園(大山蒜山地域)への編入に伴い、三朝東郷湖県立自然公園の指定区域から削除します。⇒300ha
 - ・倉吉市、湯梨浜町に係る変更事項はありません。

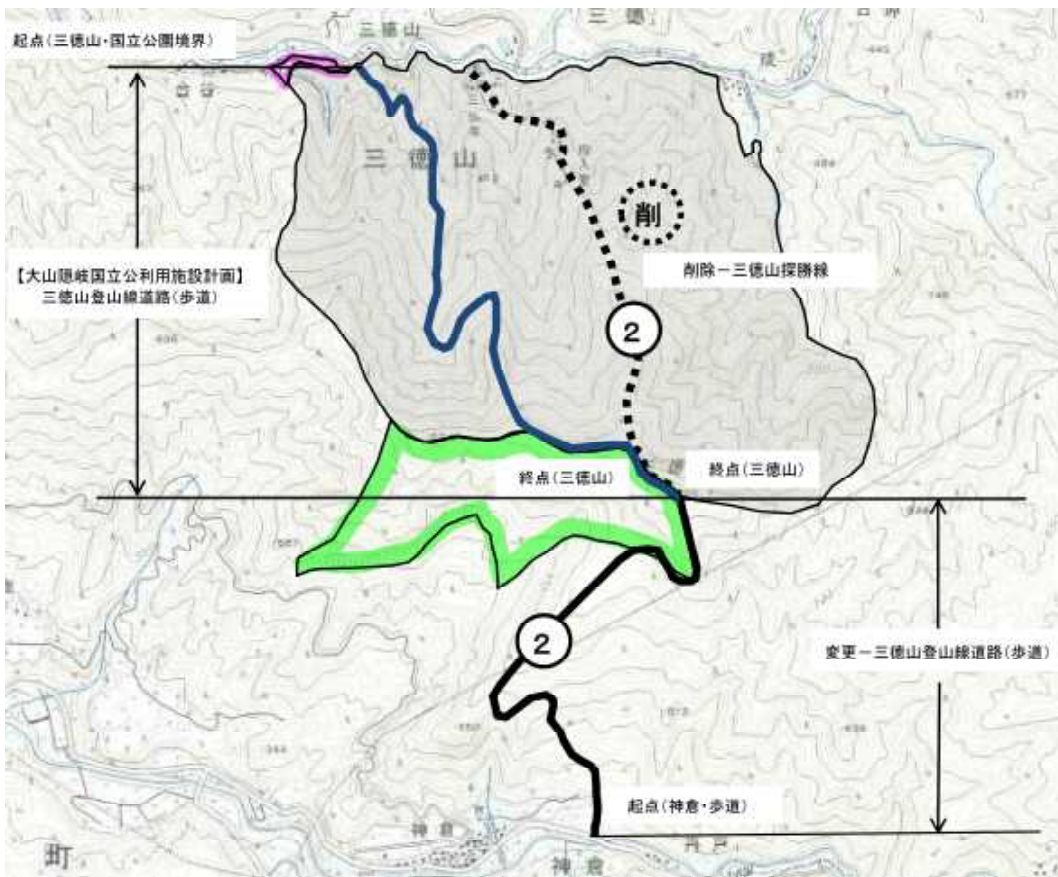
- 公園計画書の一部変更：保護規制計画(地種区分)
- ・三朝東郷湖県立自然公園の第2種特別地域である三朝町の「合谷集落」は、国立公園編入区域には含まれませんので、そのまま県立自然公園第2種特別地域として残します。⇒1ha
 - 「合谷集落」は国立公園の第2種特別地域に接することとなり、周辺の自然林と相俟って、優れた山村景観の保全を図るためです。



■公園計画書の一部変更：利用施設計画(歩道計画)

- ・国立公園内の歩道計画と整合性を図るため、歩道名称の変更と起点・終点位置を変更します。

現行		変更後	
路線名	位置又は区間	路線名	位置又は区間
三徳山探勝線	起点 三朝町大字三徳 終点 三朝町大字神倉	三徳山登山線	起点 三朝町大字神倉 終点 三朝町大字三徳
※国立公園の計画歩道「三徳山登山線」に接続するため路線名を統一			



■ 区域面積（現行・削除・変更後）

地域地区 土地所有		区域面積 現行(a)																	
		第1種特別地域			第2種特別地域			第3種特別地域			特別地域 小計			普通地域			合計		
市町名		国有地	公有地	私有地	国有地	公有地	私有地	国有地	公有地	私有地	国有地	公有地	私有地	国有地	公有地	私有地	国有地	公有地	私有地
倉吉市					2	42	53				2	42	53	48	33	1,307	50	75	1,360
三朝町		43	1	94	98	3	132	90			231	4	226	2,500	144	4,787	2,731	148	5,013
湯梨浜町								1	2	101	1	2	101	506	221	4,860	507	223	4,961
合計		43	1	94	100	45	185	91	2	101	234	48	380	3,054	398	10,954	3,288	446	11,334

地域地区 土地所有		区域面積 削除(b)																		
		第1種特別地域			第2種特別地域			第3種特別地域			特別地域 小計			普通地域			合計			
市町名		国有地	公有地	私有地	国有地	公有地	私有地	国有地	公有地	私有地	国有地	公有地	私有地	国有地	公有地	私有地	国有地	公有地	私有地	
三朝町		43	1	94	28	3	131				71	4	225					71	4	225

地域地区 土地所有		区域面積 変更後(a)-(b)																	
		第1種特別地域			第2種特別地域			第3種特別地域			特別地域 小計			普通地域			合計		
市町名		国有地	公有地	私有地	国有地	公有地	私有地	国有地	公有地	私有地	国有地	公有地	私有地	国有地	公有地	私有地	国有地	公有地	私有地
倉吉市		0	0	0	2	42	53	0	0	0	2	42	53	48	33	1,307	50	75	1,360
三朝町		0	0	0	70	0	1	90	0	0	160	0	1	2,500	144	4,787	2,660	144	4,788
湯梨浜町		0	0	0	0	0	0	1	2	101	1	2	101	506	221	4,860	507	223	4,961
合計		0	0	0	72	42	54	91	2	101	163	44	155	3,054	398	10,954	3,217	442	11,109
		0			168			194			362			14,406			14,768		

3 スケジュール

国立公園（編入） 環境省	県立自然公園（区域削除） 鳥取県
H25. 10. 28～11. 26 環境省パブリックコメント 意見なし	H25. 10. 15 環境省へ原案提出
H25. 11. 25 環境省原案 県意見回答 (中国四国地方環境事務所長⇄鳥取県生活環境部長)	H25. 11. 中旬 原案関係市町意見聴取 意見なし
H26. 1. 8 環境省案 公文照会 (環境大臣⇄鳥取県知事)	H25. 12. 20 原案意見照会 公文照会 意見なし (鳥取県知事⇄関係市町長)
H26. 1. 27 中央環境審議会諮問・答申	H26. 1. 上旬 県案作成
H26. 3下旬 官報告示	H26. 1. 30 鳥取県環境審議会自然保護部会諮問 H26. 2. 5 答申
	H26. 3下旬 県広報告示

三朝東郷湖県立自然公園

指 定 書

及び

公 園 計 画 書

(一部変更)

平成26年2月5日

鳥 取 県

三朝東郷湖県立自然公園

指 定 書

(公園区域の一部変更)

平成26年2月5日

鳥 取 県

目次

1	変更理由	3
2	変更する区域	4
3	変更後の公園区域	6

1 変更理由

三朝東郷湖県立自然公園は、倉吉市・羽合町(現湯梨浜町)・東郷町(現湯梨浜町)・三朝町の一部が昭和29年4月2日付けで指定され、また昭和39年6月1日付けで倉吉市の大平山地区が拡張指定されたが、その後、三朝町の三国山一帯が氷ノ山後山那岐山国定公園の区域に編入されたのに伴い、昭和58年5月27日付けで区域の一部変更、さらに市街地化により自然公園としての資質が失われている地域を公園区域から削除するなど、平成6年12月1日付けで区域の一部変更がなされ、現在に至っている。

今回は、大山、船上山とともに伯耆三嶺と称される三徳山について、大山や蒜山等と同様の火山による地形的特徴を有し、照葉樹から冷温帯の落葉広葉樹まで自然林が連続して垂直的に分布する植生は中国地方では希少性が高く、それらを背景とした信仰の場としても、大山隠岐国立公園の景観的特色との共通性が高いことから、これらの風致を適切に保全すると共に適正な利用を図るため、大山隠岐国立公園(大山蒜山地域)に編入されることに伴い、三朝東郷湖県立自然公園の公園区域から削除するものである。

2 変更する区域

三朝東郷湖県立自然公園の区域の一部を、次のとおり変更する。

(表 1 : 公園区域変更表)

番号	区分	変更部分の区域
1	削除	東伯郡三朝町 大字三徳の一部 東伯郡三朝町内 国有林鳥取森林管理署 507 林班の全部及び 506 林班の一部

変 更 理 由	面積 (ha)
<p>三徳山は古くから大山、船上山とともに伯耆三嶺と称され、これらを中心とした修験道の場として信仰の対象となってきた。その山体は花崗岩を基盤とし、その上に凝灰角礫岩が被い、さらにこれらの層の最下部からマグマが突き破ってその最上部に噴出した安山岩類がトロイデ状の山を形成するという地形的特徴を有する。</p> <p>また、三徳山(標高約900m)の北斜面は、標高約250mのウラジロガシ等の照葉樹林から上部のブナ林まで、自然林が連続して垂直的に分布している。中国地方では、照葉樹のまとまった自然林がほとんど消失している中、三徳山には比較的まとまって残されており、しかもブナ林で代表される冷温帯の落葉広葉樹の自然林と連続してまとまって垂直的に分布している箇所は他になく、当該地方では希少性が高い。</p> <p>このように、三徳山が大山や蒜山等と同様の火山による地形的特徴を有すること、また、その山塊に資質の高い植生を有すること等大山隠岐国立公園の景観的特色と関連性や共通性が高いことから、地形、特徴的な自然林とそれらを背景に信仰の場とされてきた当該地域の風致を適切に保全するとともに近年の利用状況の変化を踏まえた適正な利用を図るため、大山隠岐国立公園(大山蒜山地域)に編入されることに伴い、自然公園法第81条に基づき、三朝東郷湖県立自然公園の公園区域から削除するものである。</p>	$\Delta 300 \begin{pmatrix} \text{国} & \Delta 71 \\ \text{公} & \Delta 4 \\ \text{私} & \Delta 225 \end{pmatrix}$
<p>変更部分面積計</p>	$\Delta 300 \begin{pmatrix} \text{国} & \Delta 71 \\ \text{公} & \Delta 4 \\ \text{私} & \Delta 225 \end{pmatrix}$
<p>変更前公園面積</p>	$15,068 \begin{pmatrix} \text{国} & 3,288 \\ \text{公} & 446 \\ \text{私} & 11,334 \end{pmatrix}$
<p>変更後公園面積</p>	$14,768 \begin{pmatrix} \text{国} & 3,217 \\ \text{公} & 442 \\ \text{私} & 11,109 \end{pmatrix}$

※変更前公園面積は、再計測により得た値に基づくものである。(変更部分の国有林面積1haの増)
 なお、再計測を行う前の公園面積は15,067haである。

3 変更後の公園区域

変更後の公園区域は次のとおりである。

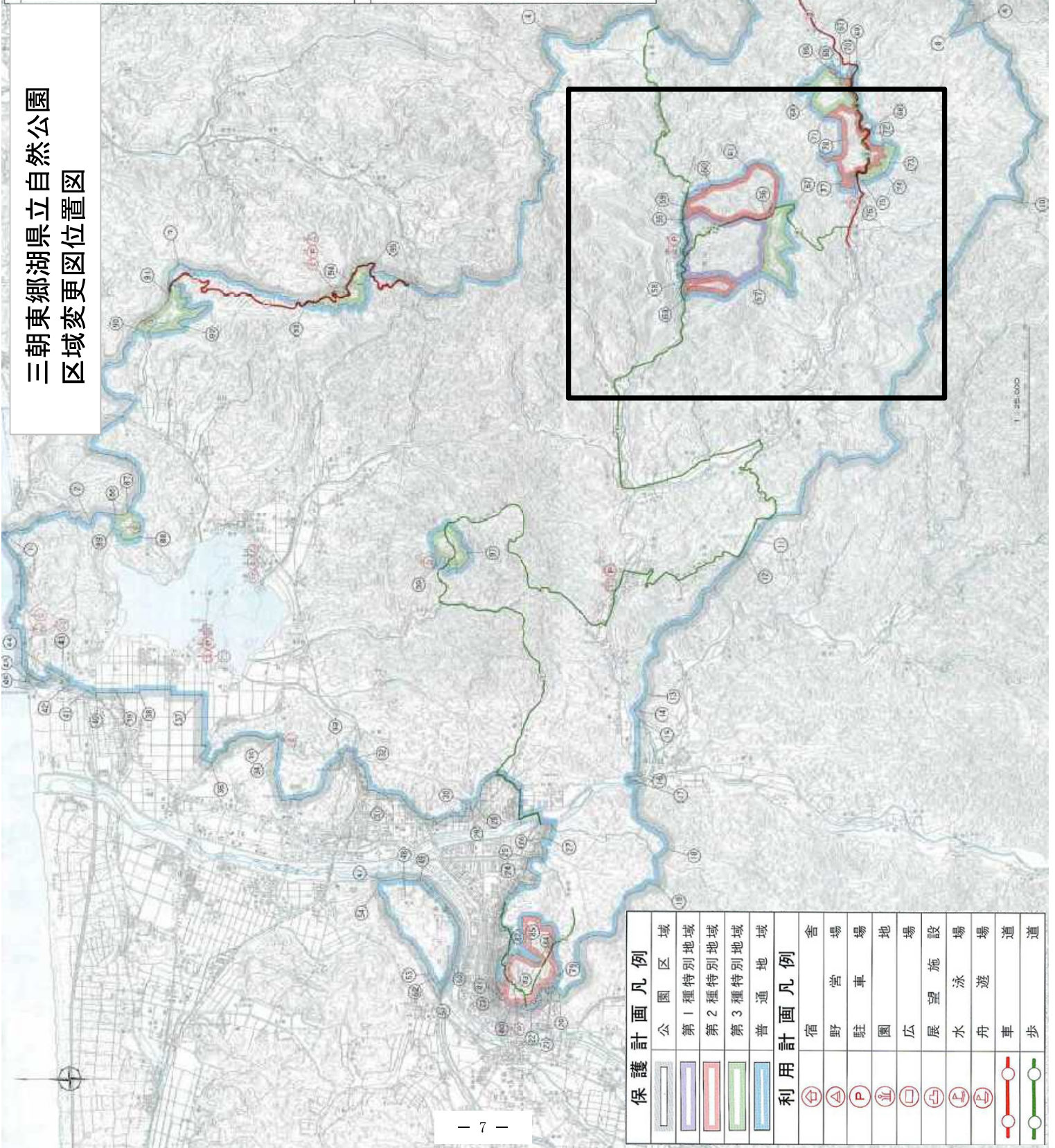
(表 2 : 公園区域表)

区域	面積 (h a)
<p>倉吉市</p> <p>みどり町、余戸谷町、広瀬町、仲ノ町、葵町、駄経寺町、福庭、伊木、八屋、下余戸、広栄町、大原、栗尾、円谷町、米田町、富海、巖城の各一部</p>	1,485
<p>東伯郡三朝町</p> <p>大字三徳の一部</p> <p>大字神倉、西尾、東小鹿、高橋、西小鹿、大瀬、三朝、山田、吉田、砂原、片柴、坂本、余戸、俵原、横手の各全部</p> <p>国有林鳥取森林管理署 506 林班、521 から 523 林班の各一部</p> <p>国有林鳥取森林管理署 501 から 505 林班、508 から 520 林班、524 から 530 林班の各全部</p>	7,592
<p>東伯郡湯梨浜町</p> <p>大字橋津、下浅津、光吉の各一部、</p> <p>大字宇野、上橋津、上浅津、南谷、赤池、宮内、藤津、北福、漆原、方地、白石、野方、中興寺、松崎、旭、龍島、久見、川上、方面、田畑、高辻、門田、長江、国信、別所、引地、小鹿谷、野花、長和田、羽衣石、佐美、埴見の各全部</p>	5,691
合計	14,768

三朝東郷湖県立自然公園 区域変更図位置図

区域地種区分一覽表(公園区域)	
①-②	行
③-④	行
⑤-⑥	行
⑦-⑧	政
⑨-⑩	政
⑪-⑫	政
⑬-⑭	政
⑮-⑯	政
⑰-⑱	政
⑲-⑳	政
㉑-㉒	政
㉓-㉔	政
㉕-㉖	政
㉗-㉘	政
㉙-㉚	政
㉛-㉜	政
㉝-㉞	政
㉟-㊱	政
㊲-㊳	政
㊴-㊵	政
㊶-㊷	政
㊸-㊹	政
㊺-㊻	政
㊼-㊽	政
㊾-㊿	政
①	行
②	行
③	行
④	行
⑤	行
⑥	行
⑦	行
⑧	行
⑨	行
⑩	行
⑪	行
⑫	行
⑬	行
⑭	行
⑮	行
⑯	行
⑰	行
⑱	行
⑲	行
⑳	行
㉑	行
㉒	行
㉓	行
㉔	行
㉕	行
㉖	行
㉗	行
㉘	行
㉙	行
㉚	行
㉛	行
㉜	行
㉝	行
㉞	行
㉟	行
㊱	行
㊲	行
㊳	行
㊴	行
㊵	行
㊶	行
㊷	行
㊸	行
㊹	行
㊺	行
㊻	行
㊼	行
㊽	行
㊾	行
㊿	行

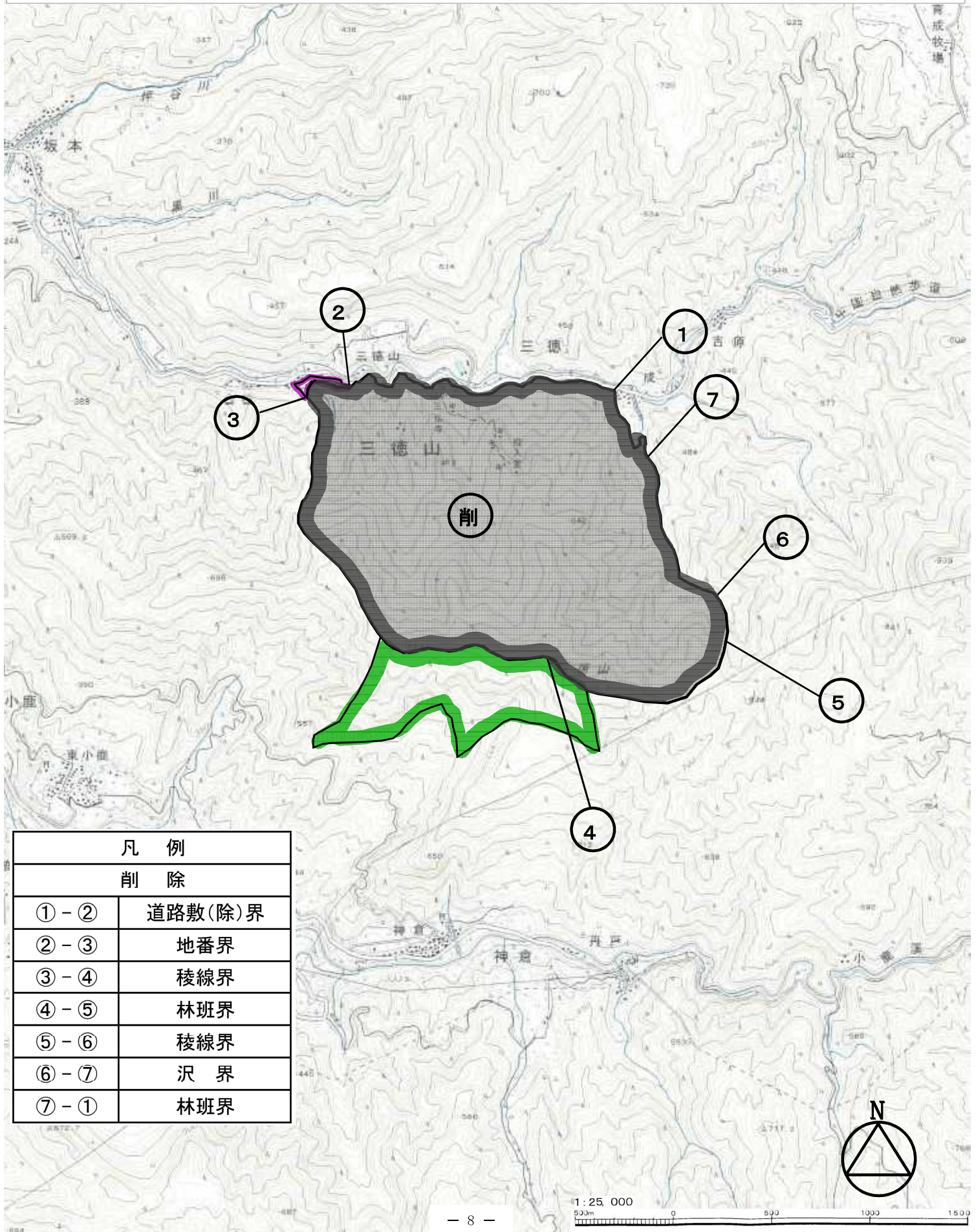
区域地種区分一覽表(特別地域)	
①	行
②	行
③	行
④	行
⑤	行
⑥	行
⑦	行
⑧	行
⑨	行
⑩	行
⑪	行
⑫	行
⑬	行
⑭	行
⑮	行
⑯	行
⑰	行
⑱	行
⑲	行
⑳	行
㉑	行
㉒	行
㉓	行
㉔	行
㉕	行
㉖	行
㉗	行
㉘	行
㉙	行
㉚	行
㉛	行
㉜	行
㉝	行
㉞	行
㉟	行
㊱	行
㊲	行
㊳	行
㊴	行
㊵	行
㊶	行
㊷	行
㊸	行
㊹	行
㊺	行
㊻	行
㊼	行
㊽	行
㊾	行
㊿	行



保護計画面凡例	
[Symbol]	公園区域
[Symbol]	第1種特別地域
[Symbol]	第2種特別地域
[Symbol]	第3種特別地域
[Symbol]	普通地域

利用計画面凡例	
[Symbol]	宿舎
[Symbol]	野営場
[Symbol]	駐車場
[Symbol]	園地
[Symbol]	広場
[Symbol]	展望施設
[Symbol]	水泳場
[Symbol]	舟遊場
[Symbol]	車道
[Symbol]	歩道

三朝東郷湖県立自然公園 区域変更図



三朝東郷湖県立自然公園

公園計画書

(公園計画の一部変更)

平成26年2月5日

鳥取県

目次

1	変更理由	13
2	規制計画	14
(1)	保護規制計画	14
ア	特別地域	14
(ア)	第1種特別地域	16
(イ)	第2種特別地域	18
(2)	面積内訳	20
ア	地域地区別土地所有別面積	20
イ	地域地区別市町別面積	22
3	施設計画	26
(1)	利用施設計画	26
ア	道路	26
4	参考事項	31
(1)	過去の経緯	31
(2)	保護規制計画	32
ア	特別地域	32
(ア)	第2種特別地域	33
(イ)	第3種特別地域	37
イ	普通地域	40
(3)	利用施設計画	42
ア	単独施設	42
イ	道路	44
(ア)	車道	44
(イ)	歩道	44

1 変更理由

三朝東郷湖県立自然公園は、昭和 29 年 4 月 2 日に指定告示がなされ、その適正な公園の保護の推進及び利用の促進に資するため、平成 6 年 12 月 1 日付けで公園計画が決定され、現在に至っている。

今回は、大山、船上山とともに伯耆三嶺と称される三徳山について、大山や蒜山等と同様の火山による地形的特徴を有し、照葉樹から冷温帯の落葉広葉樹まで自然林が連続して垂直的に分布する植生は中国地方では希少性が高く、それらを背景とした信仰の場としても、大山隠岐国立公園の景観的特色との共通性が高いことから、これらの風致を適切に保全すると共に適正な利用を図るため、大山隠岐国立公園(大山蒜山地域)に編入されることから、三朝東郷湖県立自然公園の公園区域から削除することに伴い、公園計画の変更を行うものである。

2 規制計画

(1) 保護規制計画

ア 特別地域

特別地域の区域の一部を、次のとおり変更する。

(表 3 : 特別地域変更表)

番号	区分	変更部分の区域
1	削除	東伯郡三朝町内 国有林鳥取森林管理署 507 林班の全部及び 506 林班の一部 東伯郡三朝町 大字三徳の一部

変 更 理 由	面積 (ha)
三徳山について、大山隠岐国立公園（大山蒜山地域）に編入されることに伴い、特別地域の区域の一部を削除する。	$\Delta 300 \left(\begin{array}{l} \text{国} \quad \Delta 71 \\ \text{公} \quad \Delta 4 \\ \text{私} \quad \Delta 225 \end{array} \right)$
変更部分面積計	$\Delta 300 \left(\begin{array}{l} \text{国} \quad \Delta 71 \\ \text{公} \quad \Delta 4 \\ \text{私} \quad \Delta 225 \end{array} \right)$
変更前特別地域面積	$662 \left(\begin{array}{l} \text{国} \quad 234 \\ \text{公} \quad 48 \\ \text{私} \quad 380 \end{array} \right)$
変更後特別公園面積	$362 \left(\begin{array}{l} \text{国} \quad 163 \\ \text{公} \quad 44 \\ \text{私} \quad 155 \end{array} \right)$

(ア) 第1種特別地域

第1種特別地域の区域の全部を、次のとおり変更する。

(表4：第1種特別地域変更表)

番号	区分	内容	変更部分の区域
1	削除	特別地域の縮小	東伯郡三朝町内 国有林鳥取森林管理署 507 林班の一部 東伯郡三朝町 大字三徳の一部

変更理由	面積 (ha)									
<p>三徳山(標高約900m)の西側に延びる稜線(標高約800m)の北側斜面に位置し、山麓部のウラジロガシ等の照葉樹林と標高400m前後から山上部の稜線にかけてブナで代表される冷温帯の落葉広葉樹の自然林が連続してまとまって垂直的に分布し、さらに山麓部の照葉樹林の下部側にはケヤキやイヌシデ、アカシデ等の落葉広葉樹の自然林が広がっている。また、国宝投入堂を始めとする山岳信仰関係の宗教施設が多数立地するなど、信仰の場として、歴史的にも重要な地域となっている。</p> <p>当該信仰の背景ともなった山岳景観が極めて良好に維持されており、その風致を維持するとともに、優れた文化的景観と一体となった自然環境の適切な保護及び利用を図るため大山隠岐国立公園(大山蒜山地域)の第1種特別地域に編入されることに伴い、削除する。</p>	$\Delta 138$ <table border="0" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr><td style="border: none;">(</td><td style="border: none;">国</td><td style="border: none;">△43</td></tr> <tr><td style="border: none;">)</td><td style="border: none;">公</td><td style="border: none;">△1</td></tr> <tr><td style="border: none;">)</td><td style="border: none;">私</td><td style="border: none;">△94</td></tr> </table>	(国	△43)	公	△1)	私	△94
(国	△43								
)	公	△1								
)	私	△94								
変更部分面積計	$\Delta 138$ <table border="0" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr><td style="border: none;">(</td><td style="border: none;">国</td><td style="border: none;">△43</td></tr> <tr><td style="border: none;">)</td><td style="border: none;">公</td><td style="border: none;">△1</td></tr> <tr><td style="border: none;">)</td><td style="border: none;">私</td><td style="border: none;">△94</td></tr> </table>	(国	△43)	公	△1)	私	△94
(国	△43								
)	公	△1								
)	私	△94								
変更前第1種特別地域面積	138 <table border="0" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr><td style="border: none;">(</td><td style="border: none;">国</td><td style="border: none;">43</td></tr> <tr><td style="border: none;">)</td><td style="border: none;">公</td><td style="border: none;">1</td></tr> <tr><td style="border: none;">)</td><td style="border: none;">私</td><td style="border: none;">94</td></tr> </table>	(国	43)	公	1)	私	94
(国	43								
)	公	1								
)	私	94								
変更後第1種特別地域面積	0 <table border="0" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr><td style="border: none;">(</td><td style="border: none;">国</td><td style="border: none;">0</td></tr> <tr><td style="border: none;">)</td><td style="border: none;">公</td><td style="border: none;">0</td></tr> <tr><td style="border: none;">)</td><td style="border: none;">私</td><td style="border: none;">0</td></tr> </table>	(国	0)	公	0)	私	0
(国	0								
)	公	0								
)	私	0								

(イ) 第2種特別地域

第2種特別地域の区域の一部を、次のとおり変更する。

(表5：第2種特別地域変更表)

番号	区分	内容	変更部分の区域
2	削除	特別地域の縮小	東伯郡三朝町内 国有林鳥取森林管理署 506 林班及び 507 林班の各一部 東伯郡三朝町 大字三徳の一部

変更理由	面積 (ha)												
<p>三徳山(標高約900m)の東西に延びる稜線の北側で第1種特別地域に隣接し、山麓部のウラジロガシ等の照葉樹林と標高400m前後から山上部の稜線にかけてブナで代表される冷温帯の落葉広葉樹の自然林が連続して分布し、さらに山麓部の照葉樹林の下部側にはケヤキやイヌシデ、アカシデ等の落葉広葉樹の自然林等が広がっている。照葉樹林から落葉広葉樹の自然林が連続して分布し、第1種特別地域の自然林と一体となって良好な風致が維持されており、その風致を維持するとともに、優れた文化的景観と一体となった自然環境の適切な利用を図るため大山隠岐国立公園(大山蒜山地域)の第2種特別地域に編入されることに伴い、削除する。</p>	$\Delta 162$ <table style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr><td style="border: none;">(</td><td style="border: none;">国</td><td style="border: none;">△28</td><td style="border: none;">)</td></tr> <tr><td style="border: none;">(</td><td style="border: none;">公</td><td style="border: none;">△3</td><td style="border: none;">)</td></tr> <tr><td style="border: none;">(</td><td style="border: none;">私</td><td style="border: none;">△131</td><td style="border: none;">)</td></tr> </table>	(国	△28)	(公	△3)	(私	△131)
(国	△28)										
(公	△3)										
(私	△131)										
変更部分面積計	$\Delta 162$ <table style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr><td style="border: none;">(</td><td style="border: none;">国</td><td style="border: none;">△28</td><td style="border: none;">)</td></tr> <tr><td style="border: none;">(</td><td style="border: none;">公</td><td style="border: none;">△3</td><td style="border: none;">)</td></tr> <tr><td style="border: none;">(</td><td style="border: none;">私</td><td style="border: none;">△131</td><td style="border: none;">)</td></tr> </table>	(国	△28)	(公	△3)	(私	△131)
(国	△28)										
(公	△3)										
(私	△131)										
変更前第2種特別地域面積	330 <table style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr><td style="border: none;">(</td><td style="border: none;">国</td><td style="border: none;">100</td><td style="border: none;">)</td></tr> <tr><td style="border: none;">(</td><td style="border: none;">公</td><td style="border: none;">45</td><td style="border: none;">)</td></tr> <tr><td style="border: none;">(</td><td style="border: none;">私</td><td style="border: none;">185</td><td style="border: none;">)</td></tr> </table>	(国	100)	(公	45)	(私	185)
(国	100)										
(公	45)										
(私	185)										
変更後第2種特別地域面積	168 <table style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr><td style="border: none;">(</td><td style="border: none;">国</td><td style="border: none;">72</td><td style="border: none;">)</td></tr> <tr><td style="border: none;">(</td><td style="border: none;">公</td><td style="border: none;">42</td><td style="border: none;">)</td></tr> <tr><td style="border: none;">(</td><td style="border: none;">私</td><td style="border: none;">54</td><td style="border: none;">)</td></tr> </table>	(国	72)	(公	42)	(私	54)
(国	72)										
(公	42)										
(私	54)										

※変更前第2種特別地域面積は、再計測により得た値に基づくものである。(国有林面積1haの増)
なお、再計測を行う前の第2種特別地域面積は329haである。

(2) 面積内訳

ア 地域地区別土地所有別面積（変更後）

(表 6 : 地域地区別土地所有別面積総括表)

地域区分		特別地域								
		第1種			第2種			第3種		
地種区分		国	公	私	国	公	私	国	公	私
土地所有別		国	公	私	国	公	私	国	公	私
倉吉市	土地所有別面積				2	42	53			
	地域地種区分別面積				97					
三朝町	土地所有別面積				70		1	90		
	地域地種区分別面積				71			90		
湯梨浜町	土地所有別面積							1	2	101
	地域地種区分別面積							104		
合計	土地所有別面積				72	42	54	91	2	101
	地域地種区分別面積 (比率)	0 (0.0)			168 (1.1)			194 (1.3)		

(単位：面積 ha、比率%)

特別地域			普通地域			合計		
小計			(陸域)			(陸域)		
国	公	私	国	公	私	国	公	私
2	42	53	48	33	1,307	50	75	1,360
97			1,388			1,485		
160		1	2,500	144	4,787	2,660	144	4,788
161			7,431			7,592		
1	2	101	506	221	4,860	507	223	4,961
104			5,587			5,691		
163	44	155	3,054	398	10,954	3,217	442	11,109
362			14,406			14,768		
(2.5)			(97.5)			(100.0)		

イ 地域地区別市町別面積

(表 7 : 地域地区別市町別面積総括表)

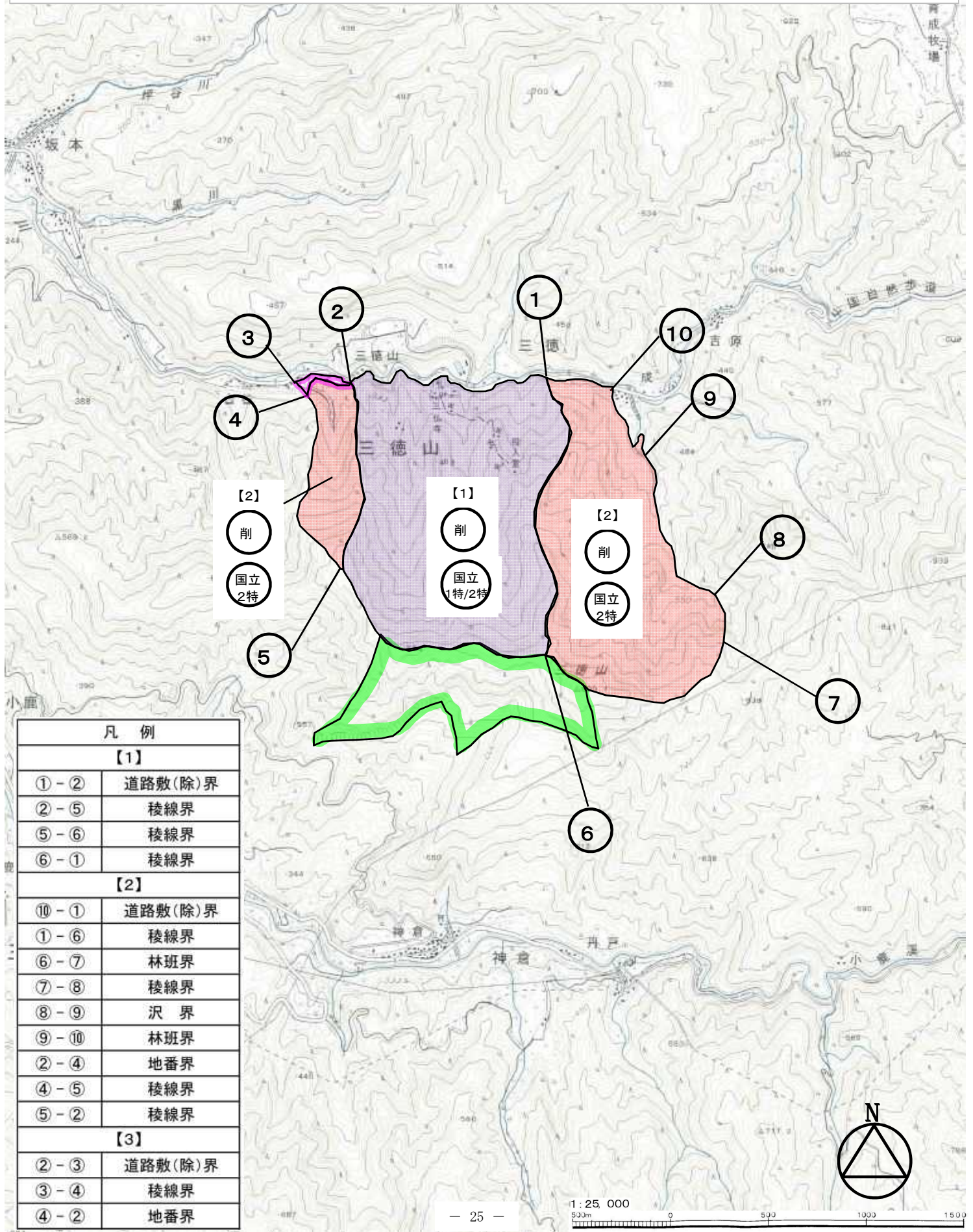
		現行				
地域地区 市町名	特別地域				普通地域 (陸域)	合計 (A)
	第 1 種	第 2 種	第 3 種	小計		
倉吉市		97		97	1,388	1,485
三朝町	138	233	90	461	7,431	7,892
湯梨浜町			104	104	5,587	5,691
合計	138	330	194	662	14,406	15,068

※現行面積は再計測したものであり、従前の公園面積とは合致しない。

(単位：面積 ha)

変更後					増減	
特別地域				普通地域 (陸域)	合計 (B)	合計 (B-A)
第1種	第2種	第3種	小計			
	97		97	1,388	1,485	0
	71	90	161	7,431	7,592	△300
		104	104	5,587	5,691	0
	168	194	362	14,406	14,768	△300

三朝東郷湖県立自然公園 保護規制計画変更図



凡例

【1】

① - ②	道路敷(除)界
② - ⑤	稜線界
⑤ - ⑥	稜線界
⑥ - ①	稜線界

【2】

⑩ - ①	道路敷(除)界
① - ⑥	稜線界
⑥ - ⑦	林班界
⑦ - ⑧	稜線界
⑧ - ⑨	沢界
⑨ - ⑩	林班界
② - ④	地番界
④ - ⑤	稜線界
⑤ - ②	稜線界

【3】

② - ③	道路敷(除)界
③ - ④	稜線界
④ - ②	地番界

3 施設計画

(1) 利用施設計画

利用施設計画の一部を次のとおり変更する。

ア 道路

a 歩道

次の歩道を変更する。

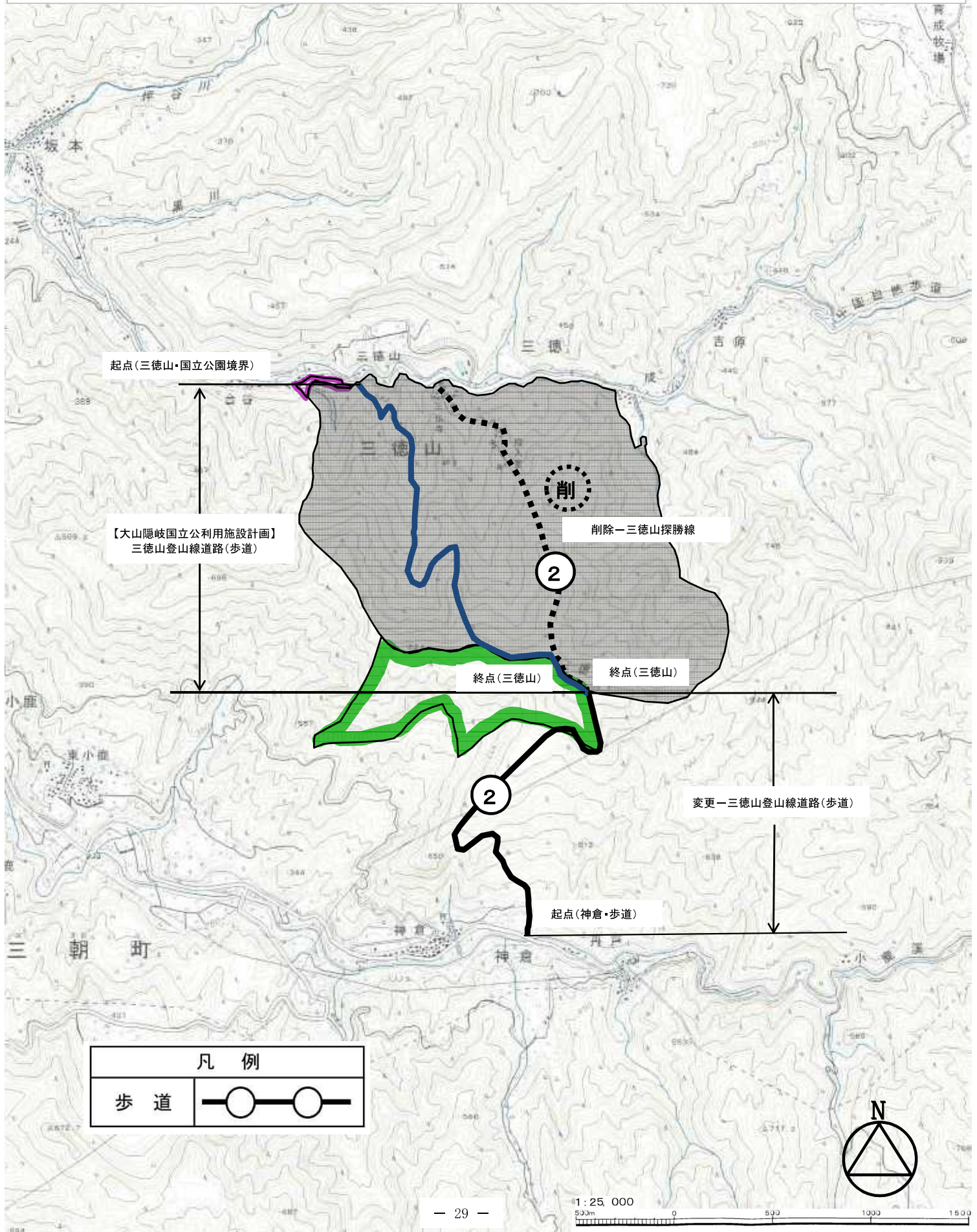
(表8：道路（歩道）変更表)

現 行			
番号	路線名	位置又は区間	主要 経由地
2	三徳山探勝線	起点-東伯郡三朝町大字三徳（歩道起点） 起点-東伯郡三朝町大字神倉（歩道終点）	三仏寺投入堂 三徳山山頂

変 更 後

路線名	位置又は区間	主要 経由地	告示 年月日	理由
三徳山登山線	起点-東伯郡三朝町大字神倉（歩道起点） 終点-東伯郡三朝町大字三徳（歩道終点）	三徳山 山頂	平成 6 年 12 月 1 日	国立公園内の歩道計画と 整合性を図るため、名称の 変更と起点・終点位置を変 更するもの。

三朝東郷湖県立自然公園 利用施設計画変更図



4 参考事項

(1) 過去の経緯

ア 公園区域

昭和29年	4月	2日	鳥取県告示第160号	区域指定
昭和39年	6月	1日	鳥取県告示第331号	区域拡張 倉吉市大平山地区を編入
昭和58年	5月	27日	鳥取県告示第479号	区域一部削除 三朝町三国山一帯を削除
平成6年	12月	1日	鳥取県告示第795号	区域一部削除 倉吉市みどり町ほかを削除 三朝町三国山一帯を削除

イ 公園計画

平成6年	12月	1日	鳥取県告示第797号	公園計画決定
------	-----	----	------------	--------

(3) 保護規制計画

変更後の保護規制計画は次のとおりである。

ア 特別地域

次の区域を特別地域とする。

(表9：特別地域総括表)

区域	面積 (h a)
倉吉市 みどり町、余戸谷町、広瀬町、仲ノ町、葵町、駄経寺町の各一部	97
東伯郡三朝町 大字三徳の一部 国有林鳥取森林管理署 508 林班、509 林班、512 林班、516 林班、 518 林班、520 林班の各一部	161
東伯郡湯梨浜町 大字宮内、北福、白石、川上、羽衣石の各一部	104
合計	362

(ア) 第2種特別地域

次の区域を第2種特別地域とする。

(表10：第2種特別地域総括表)

区域	面積 (h a)
倉吉市 みどり町、余戸谷町、広瀬町、仲ノ町、葵町、駄経寺町の各一部	97
東伯郡三朝町 大字三徳の一部 国有林鳥取森林管理署 509 林班、512 林班、516 林班の各一部	71
合計	168

(表 1 1 : 第 2 種特別地域内訳表)

市町名	名称	区域
倉吉市	打吹山	倉吉市 みどり町、余戸谷町、広瀬町、仲ノ町、葵町、駄経寺町の各一部
三朝町	三徳山	大字三徳の一部
	小鹿溪	国有林鳥取森林管理署 509 林班、512 林班、516 林班の各一部
合計		

地区の概要	面積（h a）
市街地に隣接して、南北朝時代の城跡・奈良時代からの霊場として今も残る寺院・スダジイの自然林等が一体となって優れた自然景観を呈しており、多くの野鳥・蝶類等が生息している。	97
国立公園に隣接し、周辺の自然林と相俟って、優れた山村景観を形成している。	1
河床に点在する奇岩、滝・深淵、トチノキ・サワグルミ等の自然林が一体となって優れた溪谷景観を呈している。	70
	168

(イ) 第3種特別地域

次の区域を第3種特別地域とする。

(表12：第3種特別地域総括表)

区域	面積 (h a)
東伯郡三朝町 国有林鳥取森林管理署 508 林班、512 林班、516 林班、518 林班、 520 林班の各一部	90
東伯郡湯梨浜町 大字宮内、北福、白石、川上、羽衣石の各一部	104
合計	194

(表 13 : 第 3 種特別地域内訳表)

市町名	名称	区域
三朝町	三徳山	国有林鳥取森林管理署 508 林班の各一部
	小鹿溪	国有林鳥取森林管理署 512 林班、516 林班、518 林班、520 林班の各一部
湯梨浜町	倭文神社	大字宮内の一部
	今滝	大字北福の一部
	鉢伏山	大字白石、川上の各一部
	羽衣石	大字羽衣石の一部
合計		

地区の概要	面積 (h a)
史跡・名勝区域に隣接する優れた自然林部分で、断崖絶壁の景観にも優れている。	34
名勝区域に隣接するトチノキ、サワグルミ等の優れた自然林部分である。	56
スダジイ・ヤブツバキ等の照葉樹林に囲まれて、伯耆一ノ宮として昔からの信仰の跡が残る神社、国宝に指定された多くの仏像等が出土した経塚があり、閑静で壮重な趣が漂っている。	9
鬱蒼と生い茂ったムクノキ・ケヤキ等の老樹と、安山岩の絶壁を白糸を垂れた如く飛瀑する水流とが一体となって、優れた渓谷景観を呈している。	34
頂上から眼下に東郷湖、また遥か日本海・倉吉市街地・鳥取平野等まで眺望できる優れた山岳景観を呈している。	31
ムクノキ・ケヤキ等の広葉樹やカシ・ヤブツバキ等の照葉樹が茂り、戦国時代の城跡に復元された天守閣と相俟って独特の景観を形作っている。	30
	194

イ 普通地域

次の区域を普通地域とする。

(表 1 4 : 普通地域総括表)

区域	面積 (h a)
<p>倉吉市</p> <p>みどり町、余戸谷町、広瀬町、仲ノ町、葵町、駄経寺町、福庭、伊木、八屋、下余戸、広栄町、大原、栗尾、円谷町、米田町、富海、巖城の各一部</p>	1,388
<p>東伯郡三朝町</p> <p>大字三徳の一部</p> <p>大字神倉、西尾、東小鹿、高橋、西小鹿、大瀬、三朝、山田、吉田、砂原、片柴、坂本、余戸、俵原、横手の各全部</p> <p>国有林倉吉営林署 501 から 505 林班、510 林班、511 林班、513 から 515 林班、517 林班、519 林班、524 から 530 林班の各全部</p> <p>506 林班、508 林班、509 林班、512 林班、516 林班、518 林班、520 から 523 林班の各一部</p>	7,431
<p>東伯郡湯梨浜町</p> <p>大字橋津、下浅津、光吉、宮内、北福、白石、川上、羽衣石の各一部、大字宇野、上橋津、上浅津、南谷、赤池、藤津、北福、漆原、方地、野方、中興寺、松崎、旭、龍島、久見、方面、田畑、高辻、門田、長江、国信、別所、引地、小鹿谷、野花、長和田、佐美、埴見の各全部</p>	5,587
合計	14,406

(3) 利用施設計画

変更後の利用施設計画は次のとおりである。

ア 単独施設

単独施設を次のとおりとする。

(表 15 : 単独施設表)

番号	種類	位置
1	水泳場	湯梨浜町大字橋津 (橋津海岸)
2	園地	湯梨浜町大字橋津 (橋津海岸)
3	展望施設	湯梨浜町大字上橋津 (馬ノ山)
4	園地	湯梨浜町大字上浅津 (羽合温泉)
5	駐車場	湯梨浜町大字上浅津 (羽合温泉)
6	宿舎	湯梨浜町大字上浅津 (羽合温泉)
7	広場	湯梨浜町大字上浅津 (羽合温泉)
8	園地	湯梨浜町大字宮内 (倭文神社)
9	園地	湯梨浜町大字松崎 (東郷温泉)
10	宿舎	湯梨浜町大字松崎 (東郷温泉)
11	舟遊場	湯梨浜町大字松崎 (東郷温泉)
12	園地	湯梨浜町大字北福 (今滝)
13	園地	湯梨浜町大字白石 (鉢伏山)
14	駐車場	湯梨浜町大字白石 (鉢伏山)
15	野営場	湯梨浜町大字白石 (鉢伏山)
16	園地	湯梨浜町大字羽衣石 (羽衣石城址)
17	宿舎	三朝町大字三朝 (三朝温泉)
18	駐車場	三朝町大字三朝 (三朝温泉)
19	駐車場	三朝町大字三徳 (三徳山)
20	園地	三朝町大字三徳 (三徳山)
21	園地・駐車場	三朝町大字神倉 (小鹿溪)
22	園地	倉吉市福庭 (大平山)
23	園地	倉吉市葵町 (打吹山)
24	駐車場	倉吉市葵町 (打吹山)

整備方針	旧計画との関係
海水浴のための施設を整備する。	平成 6. 12. 1 告示
橋津海岸探勝のための施設として整備する。	平成 6. 12. 1 告示
橋津海岸及び東郷湖等の展望のための施設として整備する。	平成 6. 12. 1 告示
東郷湖での散策、休憩のための施設として整備する。	平成 6. 12. 1 告示
東郷湖での散策、休憩のための駐車場として整備する。	平成 6. 12. 1 告示
東郷湖周辺・鉢伏山・橋津海岸等の自然を探勝する利用者のための宿泊施設として整備する。	平成 6. 12. 1 告示
東郷湖周辺での利用者の集合離散の場所として整備する。	平成 6. 12. 1 告示
倭文神社の自然を探勝するための施設として整備する。	平成 6. 12. 1 告示
東郷湖での散策、休憩のための施設として整備する。	平成 6. 12. 1 告示
東郷湖周辺・鉢伏山・橋津海岸等の自然を探勝する利用者のための宿泊施設として整備する。	平成 6. 12. 1 告示
東郷湖遊覧及び羽合温泉への連絡施設として整備する。	平成 6. 12. 1 告示
今滝の自然を探勝する利用者のための施設として整備する。	平成 6. 12. 1 告示
鉢伏山の自然を探勝するための施設として整備する。	平成 6. 12. 1 告示
鉢伏山の散策、休憩のための駐車場として整備する。	平成 6. 12. 1 告示
鉢伏山での野営のための施設として整備する。	平成 6. 12. 1 告示
羽衣石城址及び中国自然歩道探勝のための駐車場等として整備する。	平成 6. 12. 1 告示
三徳山及び小鹿溪等を探勝する利用者のための宿泊施設として整備する。	平成 6. 12. 1 告示
三朝温泉及び中国自然歩道探勝の利用者のための駐車場として整備する。	平成 6. 12. 1 告示
三徳山の自然探勝のための駐車場として整備する。	平成 6. 12. 1 告示
三徳山の散策・休憩のための施設として整備する。	平成 6. 12. 1 告示
小鹿溪の自然探勝のための駐車場等として整備する。	平成 6. 12. 1 告示
大平山の散策・休憩のための施設として整備する。	平成 6. 12. 1 告示
打吹山の散策・休憩のための施設として整備する。	平成 6. 12. 1 告示
打吹山の自然探勝のための駐車場として整備する。	平成 6. 12. 1 告示

イ 道路

(ア) 車道

車道を次のとおりとする。

(表 16 : 道路 (車道) 表)

番号	路線名	区間
1	鉢伏山縦走線	起点—東伯郡湯梨浜町大字北福 (県立自然公園境界) 終点—東伯郡湯梨浜町大字麻畑 (県道分岐点)
2	三朝・河原線	起点—東伯郡三朝町大字神倉 (県道附帯展望駐車場) 終点—東伯郡三朝町大字中津 (県立自然公園境界)

(イ) 歩道

歩道を次のとおりとする。

(表 17 : 道路 (歩道) 表)

番号	路線名	区間
1	中国自然歩道線	起点—東伯郡三朝町大字俵原 (県立自然公園境界) 終点—倉吉市円谷町 (県立自然公園境界) 起点—倉吉市駄経寺町 (県立自然公園境界) 終点—倉吉市みどり町 (県立自然公園境界)
2	三徳山登山線	起点—東伯郡三朝町大字神倉 (歩道起点) 終点—東伯郡三朝町大字三徳 (歩道終点)
3	打吹山探勝線	起点—倉吉市米田町 (歩道起点) 終点—倉吉市みどり町 (歩道分岐点) 起点—倉吉市仲ノ町 (歩道分岐点) 終点—倉吉市みどり町 (歩道終点)
4	小鹿溪探勝線	起点—三朝町大字神倉 (歩道起点) 終点—三朝町大字中津 (歩道終点)

主要経由地	整備方針	旧計画との関係
鉢伏山	今滝方面から鉢伏山を経て、東郷湖畔及び西因幡県立自然公園方面への到達路として整備する。	平成 6. 12. 1 告示
小鹿溪	三朝温泉方面から小鹿溪を経て、鳥取市河原町三滝溪及び鳥取市佐治町山王谷方面への到達路として整備する。	平成 6. 12. 1 告示

主要経由地	整備方針	旧計画との関係
三徳山 三朝高原 三朝温泉 羽衣城址 打吹山	中国自然歩道の一部として整備する。	平成 6. 12. 1 告示
三徳山山頂	小鹿溪と連絡して三徳山山頂への到達歩道とし、三徳山地域の景観、自然環境、文化を探勝するための歩道として整備する。	平成 6. 12. 1 告示
打吹城址 外道山	打吹山周辺の史跡・自然を探勝し、中国自然歩道へ連絡する歩道として整備する。	平成 6. 12. 1 告示
小鹿溪	小鹿溪の自然を探勝する歩道として整備する。	平成 6. 12. 1 告示